

マーク表示に関する補足資料

平成 21 年 12 月 7 日

全国タイル工業組合

Q - C A Tマークのカタログ、チラシ等の製品紹介ツール（以下、カタログ等という）への表示ルールは下記の通りになります。

- ・ 申請予定の製品の場合、カタログ等へ「申請予定」という表記を記載することは差し支えない。
- ・ 申請予定の製品に対して、Q - C A Tマークをつけてはならない。
- ・ 認定された製品のカタログ等へQ - C A Tマークをつけることは、平成 22 年 4 月 1 日以前でも差し支えない。（認定された製品の梱包へQ - C A Tマークをつけて販売する時期は、平成 22 年 4 月 1 日以降でなければならない。）

以上